

寒河江市告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び寒河江市財務規則(昭和46年市規則第9号)第34条の5第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

寒河江市長 佐藤洋樹

1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

寒河江市いこいの森管理会

寒河江市大字米沢129番地

2 指定をした日

令和6年4月1日

3 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

寒河江市いこいの森の使用料

4 指定納付受託者に指定した期間

令和6年4月5日から同年6月30日まで